

福島駅西口臨時通路整備工事及び撤去・復旧工事

入札説明書

2020年1月

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

目次

1 競争入札に付する事項	3
(1)件名	3
(2)発注者	3
(3)履行場所	3
(4)業務概要	3
(5)工期	3
(6)入札方式	3
(7)その他	3
2 競争入札に参加できる者に必要な資格要件等	4
(1)競争入札に参加できる者の構成.....	4
(2)共同企業体に必要な要件	4
(3)競争入札参加資格.....	4
3 入札手続きスケジュール	6
4 入札参加表明書の受付に関する事項	7
(1)入札参加表明に必要な書類	7
(2)入札参加表明書の提出及び設計図書等の貸与受付期間	7
(3)入札参加表明書の提出及び設計図書等の貸与場所.....	7
(4)設計図書等の返却	7
5 質疑及び回答	7
(1)質疑の受付.....	7
(2)提出方法	8
(3)提出期間	8
(4)回答方法	8
(5)回答日時	8
6 入札参加資格申請書の提出に関する事項	8
(1)入札参加資格申請に必要な書類.....	8
(2)提出方法	9
(3)申請受付期間.....	9
(4)入札参加資格確認通知	9
(5)入札参加の取り止め	10
7 入札に関する事項	10

(1)提出書類	10
(2)入札の実施.....	10
(3)入札日時	10
(4)入札保証金.....	11
(5)開札日時	11
(6)入札の無効.....	11
(7)落札者の決定.....	11
(8)契約言語・通貨.....	12
(9)契約保証金.....	12
(10)契約締結.....	12
(11)支払い条件.....	12
8 落札者の情報の取扱について	12

1 競争入札に付する事項

(1)件名

福島駅西口臨時通路整備工事及び撤去・復旧工事

(2)発注者

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）

(3)履行場所

組織委員会が指定する場所

(4)業務概要

本業務は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時において、福島駅西口に存するコラッセひろばに、大会関係者と一般動線を分離するための仮設フェンス及び目隠しを設置し、使用期間終了後に撤去並びに原状復旧する業務である。

(5)工期

契約工期：契約確定の翌日から2020年8月3日まで

なお、設置工事は2020年7月16日から2020年7月19日まで

撤去工事は2020年7月31日から2020年8月3日までとする。

(6)入札方式

本業務は、条件付一般競争入札方式とする。

(7)その他

①適用法令等

本業務は、建築基準法、消防法、その他関係法令に基づき、実施すること。

②再資源化法

本業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争入札に参加できる者に必要な資格要件等

(1)競争入札に参加できる者の構成

共同企業体又は単体企業体であること。

(2)共同企業体に必要な要件

①以下のいずれかの方式であること。

ア 共同施工方式

共同企業体の各構成員が、本業務について、共同して実施する方式

イ 分担施工方式

共同企業体の各構成員が、分担された業務を、それぞれ実施する方式

ウ 併用施工方式

共同企業体の各構成員が、各業務において、共同施工又は分担施工を併用する方式

②以下の条件を満たした共同企業体協定書が締結されていること。

ア 共同施工方式における代表企業は、出資比率が最大の者とする。

イ 分担施工方式及び併用方式における代表企業は、任意の者とする。

ウ 入札手続きは代表企業が行う。ただし、入札参加表明書の受付はこの限りでない。

エ 共同企業体の構成員の変更は、発注者がやむを得ないと認めた場合のみ可能とする。

オ 構成員の数は、6以下とする。

(3)競争入札参加資格

①構成員が以下のいずれの者に該当しないこと。

ア 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定を準用し、これに該当する者

イ 福島県内における競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の再生手続開始を申立てしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、組織委員会が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者

エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 992 号）第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）

②その他

入札書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合、又は東京都から指名停止措置を受けた場合（以下、「経営不振の状態等」という。）においては、入札参加資格を取り消す。

(4)参加資格要件

工事施工企業の参加資格要件（ただし、イ、ウはいずれかを満たすこと）

ア 建設業法第3条の規定による特定建設業もしくは一般建設業の許可を受けていること。

イ 元請又は下請けとして、イベントにおける仮設設営業務において1千万円以上（税込）の受注実績を有すること。

ウ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（直近で、かつ、申請日時点で有効なもの）において、建築一式、土木一式、またはとび・土工・コンクリートの総合評価値が650点以上であること。

エ 設置工事及び撤去・復旧工事期間中に建設業法26条第1項で定めた主任技術者を会場に配置できること。

オ 設置工事及び撤去・復旧工事の期間は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を会場に配置できること。

なお、アは設置工事及び撤去・復旧工事を行うすべての構成員に必要な要件、イ、ウのいずれかは設置工事及び撤去・復旧工事を行う構成員の内少なくとも一社に必要な要件、エ、オは設置工事及び撤去・復旧工事を行う構成員全体で満たす要件とする。

3 入札手続きスケジュール

入札公表から契約締結までのスケジュールは、次に掲げる表の通りとする。

入札公表	2020年1月20日(月)
入札参加表明及び、設計図書貸与の受付	2020年1月20日(月) ～2月7日(金) 12:00 まで
入札参加資格申請書の受付	2020年1月20日(月) ～2月7日(金) 17:00 まで
入札参加資格結果通知	2020年2月13日(木)
質疑の受付 質疑の締切	2020年1月20日(月) ～2月14日(金) 12:00 まで
質疑回答の交付	2020年2月21日(金)
入札	2020年3月2日(月) 12:00 まで
開札	2020年3月2日(月) 14:00

4 入札参加表明書の受付に関する事項

入札参加希望者は4.(1)入札参加表明に必要な書類を提出し、入札参加資格または貸与資格が確認できた者のみに設計図書の貸与を行う。

(1)入札参加表明に必要な書類

①入札参加表明書【様式1】

(2)入札参加表明書の提出及び設計図書等の貸与受付期間

2020年1月20日(月)から2020年2月7日(金)12時00分までとする。

(3)入札参加表明書の提出及び設計図書等の貸与場所

入札参加表明書の書類データ(PDF形式)を下記のE-mailへ送付すること。発注図書等の貸与日程調整は、送付された書類の記載内容の確認後、メールで行うものとする。

東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ23階
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第四調達課
E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「福島駅西口整備_資料貸与書類送付_会社名」

(4)設計図書等の返却

設計図書等は、入札締切時までに貸与した場所に返却すること。

なお、返却は、書留郵便、信書便(書留に準ずるもの)又はあらかじめ上記連絡先に連絡を行った上で、持参により返却すること。

5 質疑及び回答

(1)質疑の受付

質疑は、質問回答書【様式2】により、質疑を受け付ける。

(2)提出方法

電子メールにより下記の E-mail へ送付すること。
誤認防止のため、電話による質疑等は受付けない。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第四調達課
E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

メール送付の件名は下記のとおりとする。
「福島駅西口整備_質疑送付_会社名」

(3)提出期間

2020年1月20日（月）から2020年2月14日（金）12時00分までとする。

(4)回答方法

電子メールにより入札参加者全員に回答する。

(5)回答日時

2020年2月21日（金）15時00分以降

6 入札参加資格申請書の提出に関する事項

(1)入札参加資格申請に必要な書類

- ①入札参加資格申請書【様式 1-2】
- ②入札参加資格要件等を満たすことを証明する以下の書類（【様式 1-3】入札参加資格証明書類チェックリストと合わせて提出のこと）
 - ア 特定建設業許可証明書の写しもしくは一般建設業許可証明書の写し
 - イ 2（4）イまたはウの実績確認書類
- ③主任技術者の資格要件となる国家資格書類の写し又は実務経験を確認できる書類
- ④統括安全衛生責任者の経歴書及び雇用関係を証明する書類
- ⑤元方安全衛生管理者の経歴書及び雇用関係を証明する書類
- ⑥共同企業体に関する提出書類（共同企業体で参加する場合）
 - ア 共同企業体協定書

イ 共同企業体構成員間における委任状【様式 1-4】

⑦持続可能性の確保に向けた取組状況について

本案件に参加を希望する者は、【様式 1-5】「持続可能性の確保に向けた取組状況について」（以下、「チェックリスト」という。）に記載し、入札参加表明書に添付して提出すること。また、開札及び見積合わせ等の結果落札候補者となった者は、調達コードの遵守に関する誓約書を提出すること。なお、下記の URL より、「持続可能性に関する確認について」も参照すること。

[\(http://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/\)](http://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/)

(2)提出方法

入札参加資格申請書と実績確認書類はビジネスチャンス・ナビ 2020 を通じて提出すること。

【ビジネスチャンス・ナビ 2020 <https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>】

また入札参加資格申請書と実績確認書類データ（PDF 形式）を電子メールにより下記の E-mail へ送付すること。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第四調達課

E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「福島駅西口整備_入札参加資格申請書送付_会社名」

(3)申請受付期間

2020年1月20日（月）から2020年2月7日（金）17時00分までとする。

（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く）

(4)入札参加資格確認通知

この入札に参加する資格の確認結果は、申請した者に対して入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

通知日：2020年2月13日（木）

(5)入札参加の取り止め

入札参加資格申請書を提出した後、入札参加を取り止める際は速やかに、その旨を電子メールにより下記へ連絡し、辞退届（任意の書式）を提出する。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第四調達課
E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

7 入札に関する事項

(1)提出書類

- ①入札書【様式3】
- ②積算内訳書

(2)入札の実施

ビジネスチャンス・ナビ2020を通して入札を行う。

(ビジネスチャンス・ナビ2020 <https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>)

また、同時に書類データ（PDF形式）を電子メールにより下記のE-mailへ送付すること。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局 調達部 第四調達課
E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「福島駅西口整備_入札送付_会社名」

(3)入札日時

2020年3月2日（月）12時00分まで

(4)入札保証金

入札に参加する資格があると確認された者は、その見積った金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次の①又は②の場合については、入札保証金の納付を免除する。

- ① 入札に参加する者が、保険会社との間に組織委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係わる保険証券を組織委員会へ提出したとき。
- ② 入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(5)開札日時

2020年3月2日(月) 14時00分

開札の立ち会いを希望する者は、事前に電子メールにより下記へ連絡すること。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局 調達部 第四調達課

E-mail procurement-4@tokyo2020.jp

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「福島駅西口_開札立ち会い希望_会社名」

(6)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札についての不正の行為があったとき。
- ②虚偽の申請を行ったとき。
- ③積算内訳書をあらかじめ作成していないとき又は組織委員会がこれの提出を求めた際に提出しないとき。
- ④その他、入札心得(東京都工事請負等競争入札等参加者心得)に違反したとき。

(7)落札者の決定

- ①落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上いた場合は、当該入札者のみで再度入札を行う。
- ②すべての入札金額が予定価格を超過している場合は入札参加者による再入札を行う。
再入札においても、すべての入札金額が予定価格を超過している場合、最低価格提示者と

減価交渉を行う。

(8)契約言語・通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(9)契約保証金

落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

- ①落札者とされた者が、保険会社との間に組織委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係わる保険証券を組織委員会へ提出したとき。
- ②落札者とされた者が、公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、組織委員会を被保険者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証証書を組織委員会へ提出したとき。
- ③入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(10)契約締結

落札者決定後、組織委員会内における決定を受け、本契約を締結する。

(11)支払い条件

支払いは、業務終了後の検査に合格し請求があった場合に一括で支払いを行う。なお、当該業務の40%（10万円未満の端数は切り捨てる。）相当額を前払金として、請求があった場合に支払いを行う。

8 落札者の情報の取扱について

本業務についての落札者の情報（企業名、落札金額）は、開示する可能性がある。